

にして此恩命に浴せしは、氏を以て嘯矢となす。

関連事項

① 規則小改正

明治四十三年三月九日、東京美術学校規則が一部改正された。改正点は次のとおりである。

一、第八章 図画師範科規程の第五十五条に「但シ私費生ト爲スコトアルヘシ」の語句が付け加えられた。

二、同章第五十八條〜六十條が次のように改められ、図画師範科卒業生も研究科在学が認められた。

第五十八條 第五十三條ニ依リテ退學ヲ命シタルモノ、外在學

中半途ニシテ退學スル者又ハ除名若クハ退學ヲ命セラレタル

モノハ既ニ支給セラレタル學資及授業費ヲ償還スヘシ

但シ疾病傷痍又ハ酌量スヘキ事情アルトキハ償還スヘキ學

資及授業費ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十九條 圖畫師範科卒業生ニシテ研究科ニ入學セントスル

モノアルトキハ時宜ニ依リ二學年以内ヲ限リ入學ヲ許可スル

コトアルヘシ

第六十條 第三章第四章第七章第九章第十二章ノ規程ニシテ本

規程并ニ圖畫師範科生徒ニ關スル諸規程ト牴觸セサルモノハ

圖畫師範科生徒ニ之ヲ準用ス

三、第十二章 授業料及其他の費用に關する規程の第九十條、九十

一條が次のように改正された。

第九十條 授業料ハ一學年金貳拾圓ト定ム

研究生、圖畫師範科生徒及實業學校教員養成規程ニ依レル學
資補給生ヨリハ授業料ヲ徴收セス

第九十一條 授業料ハ毎年九月ハ金八圓ヲ一月四月ハ金六圓ヲ

各其月ノ十五日ヨリ五日間ニ本校收入官吏ニ納付スヘシ

但シ一旦納付シタル授業料ハ如何ナル事故アルモ返付セス

(以上引用は『東京美術学校一覽 從明治四十三年
至明治四十四年』)

② 図画師範科卒業生服務規則改正

明治四十三年三月十日、文部省令第二号により次のように改正がなされた。

東京美術學校圖畫師範科卒業生服務規則

第一條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ

左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ五箇年

二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ二箇年

第二條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ハ卒業證書受得ノ日ヨリ

左ノ期間文部大臣ノ指定ニ從ヒ奉職スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ二箇年

二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ一箇年

第三條 東京美術學校圖畫師範科卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ

第一條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル者ハ其ノ理由ヲ具シ東京
美術學校長又ハ地方長官ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣